

さいたまファミリー・サポート・センターとは

さいたまファミリー・サポート・センターは、安心して地域で子育てができるよう、子育ての支援や仕事と育児の両立できる環境を作ることを目的としています。

「子育てのお手伝いをして欲しい人〈依頼会員〉」と「子育てのお手伝いができる人〈提供会員〉」が会員となって地域ぐるみで子育て支援を行っています。

会員について

センターは、入会の承認をしたときは、会員として登録し、さいたまファミリー・サポート・センター会員証を発行します。

会員種別

- | | |
|------|--|
| 提供会員 | さいたま市在住の方
子育て支援に理解と熱意があり、安全に子どもを預かることができる
心身共に健康な成人の方
さいたまファミリー・サポート・センターの趣旨をよく理解し、賛同していただける方 |
| 依頼会員 | さいたま市に在住または在勤の方
小学校第 6 学年までの子どものいる方
さいたまファミリー・サポート・センターの趣旨をよく理解し、賛同していただける方 |
| 両方会員 | 提供会員、依頼会員の両方を兼ねる方 |

入会の手続き

- | | |
|------|--|
| 提供会員 | センターの開催する入会説明会、講習会を受講してください。 |
| 依頼会員 | センターの開催する入会説明会に出席するか、または、インターネット上での説明を視聴し、センターの趣旨を理解したうえで、入会手続きをしてください。 |
| 両方会員 | センターの開催する入会説明会、講習会を受講してください。
依頼会員として登録済みの方は、入会講習会を受講してください。
※いずれの会員も入会に際し、本人確認が必要です。 |

援助活動内容

- ① 保育園・幼稚園・学校・放課後児童クラブなどへの送迎
- ② 保育園・幼稚園・学校・放課後児童クラブの開始前、終了後に子どもを預かること。
- ③ 保育園・幼稚園・学校が休みの場合に子どもを預かること。
- ④ 保護者が短時間就労、求職活動、買い物や他の子どもの学校行事の場合に子どもを預かること。
- ⑤ 保護者が病気や急用の場合に、子どもを預かること。
- ⑥ 子どもの軽度の病気または、病気回復期に子どもを預かること。

※ 相互援助活動は、原則、提供会員の家庭において行います。

※ 留守宅への送りの援助は行いません。

※ 子どもの宿泊を伴う援助活動は、原則として行いません。

援助活動の報酬及び時間

- ① 援助活動の報酬（円／1時間）

預かり人数 曜日・時間	1人	2人 (兄弟姉妹)	3人 (兄弟姉妹)
月～土曜日 午前7時～ 午後7時	円 700	円 1,050	円 1,400
上記以外の時間帯 及び日曜日、祝日、 年末年始	800	1,200	1,600

※ 軽度の病気の時の預かりについても上記と同じです。

- ② 援助活動は、1時間まではそれに満たない場合でも1時間とみなします。1時間を超える場合は、30分以内の場合は1時間あたりの半額とし、30分を超える場合は1時間分とします。
- ③ 送迎の援助は、提供会員が自宅を出発した時刻から、援助が終了し自宅に戻るまでが援助時間です。
- ④ 複数の子ども（兄弟姉妹）を預ける場合は、2人目から半額です。
- ⑤ 依頼会員の要請により提供会員が公共交通機関・タクシー等を利用した場合は

その代金を支払い、自家用車を利用した場合は、実費（ガソリン代）を支払ってください。

- ⑥ 原則として食事（ミルク）・おやつ・おむつ等は依頼会員が用意してください。
なお、これらについては、提供会員に負担をかけた場合は、その費用を依頼会員が支払ってください。

- ⑦ 取消し料（依頼会員が提供会員に支払ってください）

- ・利用予定日の前日まで・・・無料
- ・利用当日・・・・・・・・・・依頼した時間の半額（上限2時間分）
- ・無断取消・・・・・・・・・・全額

※ 報酬等の支払いは、援助活動終了後、依頼会員が提供会員に直接、お支払いください。

安心して援助活動を行えるよう、会員の援助活動中の事故に備え、賠償責任保険、傷害保険に一括して加入しています。

援助活動の流れ

①援助の申込み



援助依頼を希望する場合は、センターに電話でお申込みください。

②提供会員へ援助の相談



センターは提供会員に援助の相談をします。

③提供会員の紹介

センターは提供会員との調整がつき次第、依頼会員に連絡します。



※ 依頼会員は事前打合せ日までに事前打合せ票を記入しておきます。

④事前打合せ

提供会員のお宅で事前打合せを行います。



打合せでは、提供会員、依頼会員、援助対象の子ども、アドバイザーとで援助内容等について詳細に話し、お互いに確認し合います。

⑤援助活動開始



双方合意のうえ、援助活動が行われます。

⑥援助活動終了と報告

援助活動が終わったら、提供会員は「援助活動報告書」を記入し、依頼会員は内容を確認します。



⑦報酬等の支払い



援助を受けた依頼会員は直接、提供会員に報酬及び実費を支払います。

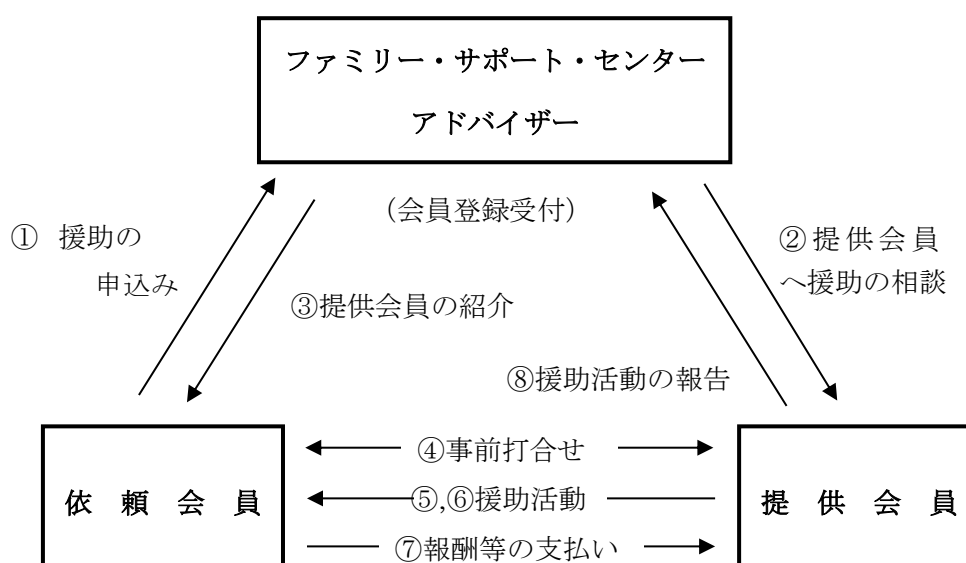
⑧援助活動の報告

提供会員は1か月分の「援助活動報告書」をまとめ、翌月の5日までにセンターへ郵送またはご持参ください。（FAXは不可）

※ 2回目以降の依頼

同じ提供会員に依頼する場合は、センターへ日時・内容を電話またはFAXでご連絡ください。

活動のしくみ



退会について

退会を希望する場合は、センターに連絡してください。

依頼会員は入会申込書兼会員票で登録している子どもが小学校を卒業されると、自動的に退会となります。

また両方会員においては登録している子どもが、小学校を卒業されると自動的に提供会員に変更となります。

会員の心得

1. 気持ちよく活動できるよう、お互いの立場を思いやり行動しましょう。
2. 相互援助活動により知り得た、他人の家庭のプライバシーは漏らさないようにしましょう。退会後においても同様です。
3. 活動中に事故等が発生した場合は、速やかにセンターへ連絡してください。
4. センターへの活動依頼及び活動報告書の提出のない援助活動については、補償保険は適用されません。
5. 依頼した援助内容以外の援助は要求しないでください。
6. 約束した時間（開始、終了時間）は必ず守りましょう。万が一遅れる場合は必ず連絡しましょう
7. 安全チェックリストにより常に子どもの安全を確認してください。
8. 活動中は、必ず会員証を携帯してください。
9. 政治、宗教、営利目的とする行為は行わないで下さい。